

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年船橋市規則第23号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例(平成20年船橋市条例第14号、以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(有価物)

第2条 条例第2条第2項第1号の規則で定める有価物は、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、紙バック、雑がみその他の市長が定める物とする。
(平30規則92・一部改正)

(定期収集に係る家庭系廃棄物の収納方法)

第3条 条例第12条第2項の規則で定める方法は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる方法とする。
(ごみ収集ステーションの設置基準)

第4条 条例第13条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、道路状況等から市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 市の収集業務及び周辺交通の支障とならない場所及び構造であること。
- おおむね10世帯から20世帯までごとに1か所とすること。ただし、共同住宅等の敷地内に設置する場合を除く。

(収集又は運搬の禁止等)

第5条 条例第14条第1項の市長が指定した者は、次のとおりとする。

- 市と収集運搬に係る委託契約を締結している者
- その他市長が必要であると認める者

2 条例第14条第2項の規定による命令は、収集運搬行為禁止命令書(第1号様式)により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び出張所の掲示場に掲示するとともに、市広報に掲載して行うものとする。

- 違反した者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 違反の日時及び場所
- 違反に供された車両の登録番号
- 違反の内容
- 禁止命令の内容
- 条例第14条第3項の意見の内容
- その他市長が必要であると認める事項

(申込みによる戸別収集)

第6条 条例第15条第1項の規則で定めるものは、粗大ごみ及びし尿とする。

(条例第15条第2項の規則で定める方法)

第7条 粗大ごみを排出しようとする者は、別に定めるところにより市長に申し込み、第26条第1項第2号の規定による船橋市粗大ごみ処理券の交付を受けなければならない。

2 粗大ごみを排出しようとする者は、当該粗大ごみに前項の船橋市粗大ごみ処理券を貼付して、指定された日時及び場所に排出しなければならない。

3 前項の場合において、粗大ごみを排出しようとする者が高齢者、障害者等であって、その排出しようとする粗大ごみを同項の指定された場所に自ら排出することができず、かつ、当該高齢者、障害者等の同居者又は協力者による排出が困難なときは、別に定める方法によるものとする。

(平25規則28・一部改正)

第8条 し尿の収集を受けようとする者は、別に定める方法により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みの内容を変更し、又はし尿の収集を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に申し出なければならない。

(適正処理困難物の指定)

第9条 市長は、条例第19条第1項の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示するものとする。

(排出禁止物)

第10条 条例第20条第1項の規則で定めるものは、別表第2に掲げるとおりとする。

(搬入の許可)

第11条 条例第22条第1項の規定により、廃棄物の搬入の許可を受けようとする者は、船橋市廃棄物搬入許可申請書(第2号様式)により、市長に申請しなければならない。ただし、臨時的に搬入の許可を受けようとする者は、別に定める方法によるものとする。

2 条例第22条第3項の規定による許可の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日から1年を超えない範囲で市長が定める期間内においては、許可の申請をすることができない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは船橋市廃棄物搬入許可書(第3号様式)を当該申請をした者に交付する。

4 条例第22条第1項の許可を受けた者が、別に定める軽微な事項について変更をしようとするときは、船橋市廃棄物搬入許可変更届(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

(廃棄物の受入基準)

第12条 条例第22条第2項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- 本市の区域内で発生した廃棄物であること。ただし、災害その他の特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 特別管理一般廃棄物に指定されている物及び別表第2に掲げる物を除去してあること。
- 廃棄物を適正に分別し、市長が指示する一般廃棄物処理施設へ搬入すること。
- 廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包する等必要な措置を講じていること。
- その他市長の指示に従い搬入すること。

(勧告書)

第13条 条例第24条及び第29条の規定による勧告は、勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(事業用大規模建築物)

第14条 条例第26条第2項の事業用の大規模建築物で規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- 前号に定めるもののほか、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。)が3,000平方メートル以上の建築物
 - 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - 店舗又は事務所
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む。)
 - ホテル又は旅館

(3) その他市長が必要であると認めるもの

(事業系一般廃棄物等の保管場所の設置基準)

第15条 条例第26条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 事業系一般廃棄物及び資源物(以下「事業系一般廃棄物等」という。)の種類及び排出量に応じて、分別して保管できるようにすること。
- 事業系一般廃棄物等が相互に混入しないようにすること。
- 事業系一般廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発生しないようにすること。
- 雨水及び事業系一般廃棄物から生ずる汚水等により、資源物が汚染されないようにすること。
- ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 事業系一般廃棄物等の搬入、搬出等に支障のないようにすること。

(事業系一般廃棄物等の保管場所設置協議書)

第16条 条例第26条第2項の規定による協議をしようとする者は、事業系一般廃棄物等の保管場所設置協議書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 案内図
- 配置図
- 平面図
- 構造図
- その他市長が必要であると認める書類

(廃棄物管理責任者選任等届出書)

第17条 条例第27条の規定による届出は、廃棄物管理責任者選任等届出書(第7号様式)により、選任又は変更後速やかに行うものとする。

(事業系一般廃棄物減量等計画書)

第18条 条例第28条の規定による計画書の提出は、事業系一般廃棄物減量等計画書(第8号様式)により、毎年6月末日までに行わなければならない。

(共同住宅等の建築)

第19条 条例第30条の規則で定める共同住宅等を建築しようとする者は、計画戸数が4以上の共同住宅又は長屋を建築しようとする者とする。

(ごみ収集ステーションに関する協議書)

第20条 条例第30条の規定による協議をしようとする者は、ごみ収集ステーションに関する協議書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 案内図
- 配置図
- 平面図
- その他市長が必要であると認める書類

2 前項の協議によりごみ収集ステーションを設置するに当たっては、別に定める基準を遵守するものとする。

(縦覧の告示)

第21条 条例第32条の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- 施設の名称
- 施設の設置の場所
- 施設の種類
- 施設において処理する一般廃棄物の種類
- 施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 縦覧に供する場所、期間及び時間
- 意見書の提出先及び提出期限
- その他市長が必要であると定める事項

(縦覧の場所)

第22条 条例第32条の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- 船橋市環境部資源循環課
- 生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所
- その他市長が必要であると定める場所

(平27規則35・一部改正)

(技術管理者の資格)

第23条 条例第36条第11号の規則で定める者は、一般財団法人日本環境衛生センターが行う廃棄物処理施設技術管理者講習その他これに類するものとして市長が認めるものを修了した者とする。

(平25規則28・追加)

(し尿収集手数料の算定基準)

第24条 し尿収集手数料の算定の基礎となる世帯構成員は、月の初日現在において当該世帯に同居する2歳以上の者とする。

(平25規則28・旧第23条繰下)

(粗大ごみの種別及び処理の額)

第25条 条例第39条第5号の規則で定めるもの及び同号アの規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(平25規則28・旧第24条繰下・一部改正)

(粗大ごみ処理手数料の徴収方法)

第26条 [条例第39条第5号ア](#)に規定する粗大ごみを市が収集、運搬及び処分するときの手数料(以下「市収集の粗大ごみ処理手数料」という。)の徴収は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 市収集の粗大ごみ処理手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により市収集の粗大ごみ処理手数料の徴収の事務の委託を受けた者(以下「徴収受託者」という。)に納入するものとする。

(2) 徴収受託者は、市収集の粗大ごみ処理手数料を徴収したときは、船橋市粗大ごみ処理手数料納入券・船橋市粗大ごみ処理手数料領収書・船橋市粗大ごみ処理券([第10号様式](#))のうち船橋市粗大ごみ処理手数料領収書・船橋市粗大ごみ処理券の部分を市収集の粗大ごみ処理手数料を納入した者に交付するものとする。

2 [条例第39条第5号イ](#)に規定する粗大ごみを市の一般廃棄物処理施設に搬入するときの手数料の徴収は、搬入の都度行うものとする。

(平21規則7・一部改正、平25規則28・旧第25条繰下・一部改正)

(廃棄物処理手数料の徴収の特例)

第27条 廃棄物処理手数料について事業者ごとの搬入量が判別できない場合においては、搬入者から徴収することができる。

(平25規則28・旧第26条繰下)

(手数料の減免)

第28条 市長は、[条例第39条第1号](#)、[第2号](#)又は[第5号](#)に掲げる手数料を納付すべき占有者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者の属する世帯であるときは、当該手数料を免除する。

2 市長は、[条例第39条第2号](#)に掲げる手数料を納付すべき占有者等の属する世帯の構成員が[次の各号](#)のいずれかに該当する者であるときは、当該占有者等が納付すべき手数料から当該該当する者に係る手数料相当額を減額することができる。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が重度の知的障害と判定した者又は千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)に規定する療育手帳の交付を受けた者で、同要綱別表障害程度の基準に定める最重度若しくは重度の障害を有するもの

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級に該当する障害を有するもの

(3) 引き続き6月以上寝たきりの状態にある65歳以上の者

3 [前2項](#)に規定する者以外の者が[条例第41条](#)の規定により手数料の減免を受けようとするときは、廃棄物処理手数料減免申請書([第11号様式](#))により市長に申請しなければならない。ただし、洪水、地震、火災等の災害で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

4 市長は、[前項](#)の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その旨を廃棄物処理手数料減免可否決定通知書([第12号様式](#))により、当該申請をした者に通知する。

(平21規則7・一部改正、平25規則28・旧第27条繰下・一部改正、平26規則102・一部改正)

(身分証明書)

第29条 [条例第43条第2項](#)の証明書は、身分証明書([第13号様式](#))とする。

(平25規則28・旧第28条繰下・一部改正)

(環境指導員)

第30条 市長は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する指導を行わせるため、環境指導員を置くことができる。

2 環境指導員は、市の職員であって、環境衛生業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者の中から市長が任命する。

3 環境指導員は、船橋市環境指導員身分証明書([第14号様式](#))を携帯し、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する指導を行おうとするときは、関係人にこれを提示しなければならない。

(平25規則28・旧第29条繰下)

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平25規則28・旧第30条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に行われている改正前の船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第8条第1項に規定する許可申請は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の[船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則](#)(以下「新規則」という。)第11条第1項に規定する許可申請とみなす。

3 平成20年4月1日から施行日までの間における旧規則第7条の規定により事業系一般廃棄物減量化及び再資源化計画書を作成し、市長に提出しなければならないとされていた者に対する[新規則第18条](#)の規定の適用については、[同条](#)中「毎年6月末日」とあるのは、「平成20年9月末日」とする。

4 この規則の施行の際現に行われている旧規則第20条第3項に規定する減免申請は、施行日において[新規則第27条第3項](#)に規定する減免申請とみなす。

5 この規則の施行の際現に旧規則第29条の規定により環境指導員として任命されている者は、施行日において[新規則第29条](#)の規定による環境指導員として任命されたものとみなす。

6 平成26年3月31日までの間における[第28条第1項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「世帯」とあるのは、「世帯(同条第2号に掲げる手数料に係る場合にあっては、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第174号)により、保護又は支援給付を廃止された世帯を含む。)」とする。

(平25規則93・追加)

7 平成31年3月31日までの間における[第28条第1項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「世帯」とあるのは、「世帯(条例第39条第2号に掲げる手数料に係る場合にあっては、平成30年厚生労働省告示第317号による生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の一部改正により、保護又は支援給付を廃止された世帯を含む。)」とする。

(平30規則112・追加)

附 則(平成21年3月25日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条第1項第2号並びに第27条第1項及び第2項の改正規定 公布の日

(2) 別表第3の改正規定及び次項の規定 平成21年4月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に改正前の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第7条第1項の規定による申込みを受けている粗大ごみに係る改正後の廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成23年1月25日規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月2日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第7条第1項の規定による申込みを受けている粗大ごみに係る改正後の廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年9月25日規則第166号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第13号様式の規定による身分証明書は、第1条の規定による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第13号様式の規定による身分証明書の交付を新たに受けるまでの間においては、同様式の規定による身分証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則第14号様式の規定による船橋市環境指導員身分証明書は、改正後の規則第14号様式の規定による船橋市環境指導員身分証明書の交付を新たに受けるまでの間においては、同様式の規定による船橋市環境指導員身分証明書とみなす。

附 則(平成25年9月3日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定は、平成25年8月1日から適用する。

附 則(平成26年9月30日規則第102号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第35号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第71号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規則第92号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月14日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則(平成31年3月29日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第3趣味・スポーツ・レジャー用品の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(別表第3趣味・スポーツ・レジャー用品の項の改正規定を除く。)による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定は、平成31年10月1日以後に納付される粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に納付された粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1

(平23規則6・平24規則166・平30規則92・一部改正)

区分	摘要	収納の方法	
可燃ごみ	ちゅうかい 厨芥 類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びプラスチック類等で焼却処理に適するもの(資源ごみ又は有価物に該当するものを除く。)	市長が収納に適すると認めた袋に収納する。	
不燃ごみ	陶磁器類、ガラスくず、乾電池及び小型家電製品類等	市長が収納に適すると認めた袋に収納する。	
資源ごみ	ビン	飲食用及び化粧品用のガラス製の瓶	市がごみ収集ステーションに配布する収納袋に収納する。
	カン・金属類	スチール缶、アルミ缶、金属容器及び小型金属製品等	市がごみ収集ステーションに配布する収納袋に収納する。
	ペットボトル	飲料、しょうゆその他容器包装廃棄物の分別収集に関する省令(平成7年厚生省令第61号)第2条の表7の項に規定する環境大臣が定める商品を充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器	市がごみ収集ステーションに配布する収納袋に収納する。
有価物	第2条 の規定により市長が定める物	別に定める方法による。	

備考 [条例第12条第1項ただし書](#)に該当する場合における資源ごみの収納の方法については、この表の規定にかかわらず、市長が適当と認める方法によることができる。

別表第2

(平21規則7・平24規則4・一部改正)

区分	品目
1 有害性物質を含む物	農薬 殺虫剤 有毒性のある薬品の容器 強酸性の物質 強アルカリ性の物質
2 危険性のある物	揮発油(ガソリン、塗料等) 灯油 ガスボンベ 火薬類 バッテリー 廃油類
3 著しく悪臭を発する物	汚物 汚泥

4 容積、重量又は長さが著しく大きい物	ピアノ 電子オルガン オルガン 耐火金庫 解体していない建物の設備(浴槽、便器、太陽熱温水器等) 強化プラスチック製スポーツ用品(サーフボード、トレーニングマシン等) 強化プラスチック製用品(バンパー、カウル、エアロパーツ等)
5 資源化を促進することが必要と認められる物	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物 廃パーソナルコンピュータ(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表第6の1の項上欄に定めるパーソナルコンピュータが一般廃棄物となったものをいう。) 廃二輪自動車 廃原動機付自転車 廃消火器 廃FRP船 廃インクカートリッジ(印刷機の部品又は附属品で一般廃棄物となったものに限る。)
6 市で処理できない物	コンクリート製品(ブロック、ガラ等) レンガ 瓦 タイル 土 砂 石 大型木材 廃タイヤ 廃スプリングマットレス
7 その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

別表第3

(平21規則7・平24規則4・平31規則31・一部改正)

種目	品目	区分等	金額	
電気・ガス・石油器具	アンテナ		340円	
	映像・音響機器(単体のもの。ラジカセ、ビデオデッキ、アンプ、チューナー、CDプレーヤー等)		340円	
	加湿器		340円	
	ガスコンロ	コンロが2口までのもの コンロが3口以上のもの	340円 680円	
	換気扇		340円	
	瞬間湯沸器		340円	
	照明器具		340円	
	食器乾燥機		340円	
	ステレオ又はカラオケセット	卓上型のもの 床置き型のもの	340円 680円	
	ストーブ(ファンヒーターを含む。)	通常型のもの FF型のもの	340円 680円	
	扇風機		340円	
	調理機器(炊飯器、ホットプレート、オーブン、餅つき器等)		340円	
	電気こたつ	長辺が1m未満のもの	340円	
	電子レンジ		680円	
	ワードプロセッサ(本体・キーボードを含む。)		340円	
	布団乾燥機		340円	
	プリンター	卓上型のもの	340円	
	ホットカーペット	面積が3畳までのもの	340円	
	ミシン	卓上型のもの 卓上型以外のもの	340円 1,350円	
	家具・寝具・建具	衣装箱(カラーボックス、茶箱等)	プラスチック製のもの。2個まで プラスチック製以外のもの	340円 340円
		いす(いす、座いす、ベンチ等)	1人用のもの。2脚まで 2人以上のもの 電動式のもの	340円 340円 1,350円
		カーテンレール	長さが2m以下のもの。5本まで	340円
		ござ	3枚まで	340円
座布団(クッションを含む。)		5枚まで	340円	
敷物(カーペット、じゅうたん等)		面積が3畳までのもの	340円	
収納家具(タンス、本棚、鏡台、サイドボード、食器棚、オーディオラック、テレビ台等)		長辺が1m未満のもの 長辺が1m以上で短辺が1m未満のもの 長辺が1m以上1.5m未満で短辺が1m以上のもの 長辺が1.5m以上で短辺が1m以上のもの プラスチック製のもの	340円 680円 1,010円 1,350円 340円	
すだれ		5枚まで	340円	
洗面化粧台			1,350円	
ソファー		1人用のもの 2人以上のもの	680円 1,010円	
建具		障子、網戸、ふすま等。2枚まで 雨戸、サッシ等	340円 340円	
テーブル(机、ちゃぶ台、ワゴン、家具調こたつ等)		長辺が1m未満のもの 長辺が1m以上で短辺が1m未満のもの 長辺が1m以上で短辺が1m以上のもの	340円 680円 1,010円	
ドア(扉、門扉等)		金属製以外のもの 金属製のもの	340円 680円	
布団		3枚まで	340円	
ブラインド		長さが2m以下のもの。2本まで	340円	
ベッド(スプリングマットを除く。)		ベビーベッド、簡易ベッド等 シングルベッド ダブル・セミダブル・2段ベッド等	340円 1,010円 1,350円	
趣味・スポーツ・レジャー用品		ギター		340円
		クーラーボックス		340円
		ゴルフクラブ(ゴルフバッグを含む。)	1セットまで	340円
		スキーキャリア	1セット	340円
		スキー板(ストックを含む。)	1セット	340円
		ダンベル又は鉄アレイ※	重量が15kg未満のもの	340円
		テント	1セット	340円
	ヘルメット		340円	
その他	一輪車(運搬用)		680円	
	犬小屋	長辺が1m未満のもの 長辺が1m以上のもの	680円 1,010円	
	乳母車		340円	
	枝木又は丸太	長さが1.5m以下で直径20cm以下のもの	340円	
	脚立		340円	
	作業用具類(くわ、スコップ、ほうき等)		340円	
	自転車	車輪が3輪までのもの(一輪車を含む。) 電動補助機の付いたもの	340円 680円	
	水槽	長辺が1m未満のもの 長辺が1m以上のもの	340円 680円	
	スーツケース		340円	
	タイヤチェーン※	金属製のもの	340円	
	チャイルドシート		340円	
	漬け物石※	重量が15kg未満のもの	340円	
	トタン板又は波板	長辺が2m以下で短辺が1m以下のもの。3枚まで	340円	
	パイプ又はボール	長さが2m以下のものを直径20cm以下に束ねたもの	340円	
	ベニヤ板	長辺が2m以下で短辺が1m以下のもの	340円	
	ベビーバス		340円	
	ヘルスメーター		340円	
	ホースリール(ホースを含む。)		340円	
	ポリタンク	容量20リットル以上のもの	340円	
	ポンプ※	重量が15kg未満のもの	340円	
	モーター※	重量が15kg未満のもの	340円	
	物置	鉄製の0.5坪以下のものであって解体済のもの	1,350円	
	物干し竿	3本まで	340円	
	物干し台	石無しのもの	340円	

		石付きのもの	680円
上記に記載のない品目	重量が15kg未満のもの		340円
	重量が15kg以上25kg未満のもの		680円
	重量が25kg以上35kg未満のもの		1,010円
	重量が35kg以上のもの		1,350円

備考

- 1 上記の品目のうち、20リットル用不燃ごみ袋で排出が容易なものを除く。ただし、※印の品目及びこれに類するものは、この限りでない。
- 2 上記の品目には、機能、形態等が類似した品物を含むものとする。

[第1号様式](#)

(平28規則71・一部改正)

第1号様式

収集運搬行為禁止命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

あなたは、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第14条第1項の規定に違反して、収集し、又は運搬する行為を次のとおり行ったので、同条第2項の規定により、ごみ収集ステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。なお、この命令に違反した場合は、同条第3項の規定により、その旨を公表することがあります。

命令の原因となる事実

1 日時	
2 ごみ収集ステーションの場所	
3 禁止行為	
4 車両の登録番号	
5 備考	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

[第2号様式](#)

第2号様式

船橋市廃棄物搬入許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

ごみの搬入に係る事項	排出場所	
	搬入期間	
	搬入車両の登録番号	
	搬入量	
	申請の理由	
し尿等の搬入に係る事項	ごみの内容	
	搬入期間	
	搬入量	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条による収集運搬業の許可番号	
	自動車その他主な作業用具の種類及び数量	
添付書類	1 収集、運搬及び処分の作業計画書 2 作業区域受持戸数及び1日の作業能力調査書	

[第3号様式](#)

第3号様式

船橋市廃棄物搬入許可書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のありました廃棄物の搬入について、次のとおり許可します。

ごみの搬入に係る許可事項	排出場所	
	許可期間	
	搬入車両の登録番号	
	搬入量	
	ごみの内容	
	その他の許可条件	
し尿等の搬入に係る許可事項	許可期間	
	搬入量	
	その他の許可条件	

第4号様式

第4号様式

船橋市廃棄物搬入許可変更届

年 月 日

船橋市長 あて

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって廃棄物の搬入の許可を受けましたが、次のとおり変更したいので、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第11条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容	事項	変更前	変更後
変更予定年月日			
変更の理由			

第5号様式

第5号様式

勸告書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の規定により、次のとおり措置を講ずるよう勸告します。

- 1 勸告の理由
- 2 勸告の内容
- 3 改善措置の終了期限
- 4 その他

第6号様式

第6号様式

事業系一般廃棄物等の保管場所設置協議書

年 月 日

船橋市長 あて

事業主 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおり事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所に関し協議します。

事業関係者	計画事業者	電話番号
	設計者	電話番号
	工事施工者	電話番号
建築物の所在地		
建築物の名称		
建築物の用途		
建築物の延べ面積 (うち増改築面積)		
工事着手予定年月日		
工事完了予定年月日		
建築物の供用開始予定年月日		
保管施設の概要	事業系一般廃棄物の保管場所面積	(有効面積)
	資源物の保管場所面積	(有効面積)
	位置	
	構造	

第7号様式

第7号様式

廃棄物管理責任者選任等届出書

年 月 日

船橋市長 あて

建築物の所有者等 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第27条の規定により、廃棄物管理責任者を選任・変更しましたので、次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	
建築物の名称	
建築物の用途	
廃棄物管理責任者	住所
	事業所名
	役職及び氏名
	電話番号
	所有者等との関係
	選任年月日
前任者氏名	

第8号様式

第8号様式

事業系一般廃棄物減量等計画書

年 月 日

船橋市長 あて

建築物の所有者等
住所
事業所名
氏名
建築物の名称

廃棄物管理責任者
住所
事業所名
役職・氏名
電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第28条の規定により、事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書を作成したので、提出します。

建築物の概要	事業所名
名称	
所在地	
所有者名	
竣工年月	
建築物の規模	
建築物の用途	
保管場所	
就業人員	

現在取り組んでいる減量及び資源化の具体的方法について	今後取り組もうとする減量及び資源化の具体的方法について

区分	前年度実績回収量(トン/年)	本年度計画回収量(トン/年)	資源回収業者名	摘要
種類				
店頭回収				
合計				

第9号様式

区分	前年度実績(年度)					資源化率 B/A%
	発生量 トン/年 (A)	処理区分			資源化率 トン/年 (B)	
		資源化 資源化量 トン/年 (B)	資源回収 業者名	廃棄物 処理量 トン/年 (A-B)		
種類						
資源物						
その他						
合計						

区分	本年度計画(年度)					資源化率 B/A%
	発生量 トン/年 (A)	処理区分			資源化率 トン/年 (B)	
		資源化 資源化量 トン/年 (B)	資源回収 業者名	廃棄物 処理量 トン/年 (A-B)		
種類						
資源物						
その他						
合計						

第9号様式

ごみ収集ステーションに関する協議書

年 月 日

船橋市長 あて

事業主 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第30条の規定により、次のとおりごみ収集ステーションに関し協議します。

事業関係者	計画事業者	電話番号
	設計者	電話番号
	工事施工者	電話番号
建築物等の所在地		
建築物等の名称		
建築物の用途		
計画住戸又は宅地		(うち専有面積が25㎡未満の住戸)
工事着手予定年月日		
工事完了予定年月日		
ごみ収集ステーションに関する事項	家庭系廃棄物の排出場所	
	ごみ収集ステーションの面積	(有効面積)
	位置	
	構造	
	家庭系廃棄物の分別、保管、排出に関する居住者への啓発方法	

第10号様式

第10号様式

船橋市粗大ごみ処理手数料納入券 円 (消費税相当額を含む。) (取扱店控)	船橋市粗大ごみ処理手数料領収書 円 (消費税相当額を含む。) 上記金額を正に領収しました。	船橋市粗大ごみ処理券 円			
取扱店印及び日付印欄	取扱店印及び日付印欄	<table border="1"> <tr> <td>収集日</td> <td>月 日</td> <td>氏名を記入してください。</td> </tr> </table>	収集日	月 日	氏名を記入してください。
収集日	月 日	氏名を記入してください。			

第11号様式

(平25規則28・一部改正)

第11号様式

廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第41条の規定により、廃棄物処理手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

1 手数料の種類

2 手数料額

3 申請区分 免除 減額(円)

4 理由

[第12号様式](#)

(平28規則71・一部改正)

第12号様式

廃棄物処理手数料減免可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 

年 月 日付けをもって申請のありました廃棄物処理手数料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

1 減免する。

(1) 手数料の種類

(2) 手数料額

(3) 決定区分 免除する 減額する

(4) 減免後手数料額 年 月分 円

(5) 理由

2 減免しない

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

[第13号様式](#)

(平25規則28・一部改正)

第13号様式

		第	号	↑
身分証明書				
職名及び氏名				
写真	年	月	日生	5 ・ 4 セ ン チ メ ー ト ル
	上記の者は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第43条第1項に規定する立入調査を行う者であることを証明する。			
		年	月	日発行
		年	月	日限り有効
船橋市長		印		
8.4センチメートル		↓		

第14号様式

(平25規則28・一部改正)

第14号様式

		第	号	↑
船橋市環境指導員身分証明書				
職名及び氏名				
写真	年	月	日生	5 ・ 4 セ ン チ メ ー ト ル
	上記の者は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第30条に規定する環境指導員であることを証明する。			
		年	月	日発行
		年	月	日限り有効
船橋市長		印		
8.4センチメートル		↓		